

回答自治体名： 茨城県 笠間市

担当課室： 市民生活部 環境保全課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

処分方法：「現地保管継続・既存処分場活用」

理由： 処分場を各県1ヶ所とし、国が責任をもって管理することが理想である。しかし、最終的には市町村が同意するには、地元住民の理解が必要であり、そのため相当な期間を要し、その期間内に放射性濃度も8千ベクレル以下に減衰し、順次処分も可能になると思われる。

新聞報道によると、埼玉県では安全性を考慮して定めた独自基準を下回れば、順次処分するという「埼玉方式」により保管廃棄物を減少させている。

このことから、「現地保管継続・既存処分場活用」が良いと考える。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

---

---

---

ご協力ありがとうございました。